

たつの市障害者等地域自立支援協議会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、たつの市障害者等地域生活支援規則(平成18年規則第50号)第4条第6号の規定により設置するたつの市障害者等地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(掌握事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について連絡調整及び協議を行い、障害者及び障害児(以下「障害者等」という。)の支援を行う。

- (1) 支援が困難な事例に対する状況の把握及び相談に関すること。
- (2) 福祉、保健、医療、教育、就労等各関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 障害福祉サービス等に関する内容の公平性の確保に関すること。
- (4) 障害福祉計画等の進捗状況の監督に関すること。
- (5) 障害者差別の相談事例等に関する情報の共有及び協議に関すること。
- (6) その他障害者等が地域で生活を営むため必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる団体が推薦した者を市長が委嘱する。

- (1) 医療関係機関
- (2) たつの市民生委員児童委員連合会
- (3) たつの市身体障害者福祉協会
- (4) たつの市手をつなぐ育成会
- (5) あおぞら家族会
- (6) 指定障害福祉サービス事業者等
- (7) たつの市社会福祉協議会
- (8) 障害者等に対するボランティア団体
- (9) 商工業事業者
- (10) 教育関係機関
- (11) 関係行政機関
- (12) 障害者当事者団体から推薦された者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員のうちから互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、全体会議及び分科会とする。

2 前項の全体会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

3 第1項の分科会は、次に掲げる議事内容に応じて組織し、第3条に規定する委員の中から関係する者で構成する。

(1) 療育に関すること。

(2) 就労に関すること。

(3) 生活に関すること。

(4) 医療に関すること。

(5) 地域移行に関すること。

(6) 障害者差別に関すること。

(7) その他会長が必要であると認める事項に関すること。

4 分科会は、会長が招集し、その会議の議長は、会議の招集の際に委員の中から互選する。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を聴くことができる。

(個人情報の保護)

第8条 委員は、職務上知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、障害福祉担当課において行う。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年7月28日から施行する。

この要綱は、平成24年6月6日から施行する。

この要綱は、平成25年6月10日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年6月11日から施行する。